

石川県公報

令和 8 年 3 月 31 日 (火曜日)

号 外

(第 25 号)

目 次

人事委員会	
○石川県人事委員会議事規則の一部を改正する規則	1
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則	1
○石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	11
○公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	12
○石川県人事委員会事務局文書取扱規程の一部改正	12

人 事 委 員 会

石川県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第四号

石川県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

石川県人事委員会議事規則（昭和二十六年石川県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二週及び第四週の火曜日」を「二回」に改める。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第二項を次のように改め、同条を第七条とする。

2 事務局長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。

第五条第二項を削り、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による会議の開催）

第五条 会議は、委員が会議開催の場所に参加できないときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて開催することができる。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第五号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

（一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正）

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「級別資格基準」を「新たに職員となつた者の級別資格基準」に改める。

第二条第五号中「職員」を「新たに職員となつた者」に改め、同条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 新たに職員となつた者の級別資格基準

第五条中「職員」を「新たに職員となつた者」に改める。

第六条第一項中「その」を「新たに職員となつた」に、「上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は」を「数字は、」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第二十条第一項中「次に定めるところにより」を「その者の勤務成績に従い」に改め、「一級上位の職務の級に」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十一条第一項第一号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

第二十条第一項各号を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第二十一条中「級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする」を「異なる」に、「取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなつた」を「取得した」に、「決定される資格」を「決定される資格等」に、「その資格」を「その資格等」に改める。

第二十五条を次のように改める。

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第二十五条 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する(第一号に掲げる異動の場合にあつては、決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせる)ものとする。この場合において、第十一条第一項第一号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

- 一 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(次号に掲げる異動を除く。)
- 二 給料表の適用を異にする他の職務への異動

第二十六条第一項中「前条第一項に規定する」を「前条第一号に掲げる」に改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条中「前条第一項に規定する」を「第二十五条第二号に掲げる」に改める。

第三十六条第八項中「第二十五条に規定する」を「第二十五条第一号に掲げる」に改める。

第五十三条の二の二の前の見出しを「(第一種初任給調整手当)」に改める。

第五十三条の三から第五十三条の九までの規定中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第五十三条の九の二の次に次の五条を加える。

(第二種初任給調整手当)

第五十三条の九の三 条例第八条の三第一項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額(同項に規定する特定額をいう。第五十三条の九の五から第五十三条の九の七までにおいて同じ。)の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第四条第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額
- 二 条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第四条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第三項、第四項、第七項及び第八項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)

第五十三条の九の四 条例第八条の三第一項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、次の表のとおりとする。

職員の在勤する地域	基準額
東京都	一、二二六円
石川県	一、〇五四円
愛知県	一、一四〇円

大阪府

一、一七七円

第五十三条の九の五 条例第八条の三第一項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する基準額をいう。次条及び第五十三条の九の七において同じ。）以上となつた日の前日とする。

第五十三条の九の六 条例第八条の三第二項の規定による第二種初任給調整手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 基準額と特定額との差額に勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じて得た数を乗じ、その額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額）
- 二 定年前再任用短時間勤務職員 前号に定める額に勤務時間条例第二条第二項第二号又は学校職員勤務時間条例第三条第二項第二号の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- 三 育児短時間勤務職員等 第一号に定める額に勤務時間条例第二条第二項第一号又は学校職員勤務時間条例第三条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- 四 任期付短時間勤務職員 第一号に定める額に勤務時間条例第二条第二項第三号又は学校職員勤務時間条例第三条第二項第三号の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

第五十三条の九の七 条例第八条の三第三項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第一項の規定を適用するとしたならば特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となつた日から権衡職員特定額が基準額以上となつた日の前日までとする。

3 前条の規定は、第一項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

第五十四条第二号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

第五十七条の三第二項第二号の表第五十七条の三第一項第二号イの項中「適用日前の特例適用職員として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、」を削る。

第五十七条の四の四の二第一号中「第五十七条の四の十三第三項」を「第五十七条の四の十三第二項」に改める。

第五十七条の四の十三中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第五十七条の十二を次のように改める。

第五十七条の十二 削除

第六十七条第一項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の期間の算定については、前条第二項各号に掲げる期間（公務傷病等による休職者であつた期間を除く。）に相当する期間を除算する。

第六十七条の二第二項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第七十六条の十四第一項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第二十二條の六第五項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「額」の下に「若しくは駐車場の料金」を加える。

第七十六条の十五第一項中「こと」の下に「若しくは第七十六条の二十一の九に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場の料金」を加える。

第七十六条の十八第一項第一号中「第二十二條の六第八項」を「第二十二條の六第九項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十六條の十八の二 条例第二十二條の六第二項第二号の人事委員会規則で定める額は、別表第十五の二のとおりとする。

第七十六條の二十第二号中「同条第二項第二号に定める額」の下に「(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。)にあつては、その額に同条第五項第一号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同条第三号中「同条第二項第一号に定める額」の下に「(駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第五項第一号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

第七十六條の二十一の四第三項中「第七十六條の二十一の九第三項」を「第七十六條の二十一の十二第三項」に改める。

第七十六條の二十一の五を次のように改める。

第七十六條の二十一の五 削除

第七十六條の二十一の八第二項第二号イ中「当該事由の発生等の直前の住居」を「前項第一号に掲げる事由の発生直前の住居又は同項第二号に規定する配偶者の住居」に改める。

第七十六條の二十一の九第三項中「第二十二條の六第六項」を「第二十二條の六第七項」に、「及び」を「」に改め、「合計額」の下に「及び条例第二十二條の六第五項第一号に定める額」を加え、同条を第七十六條の二十一の十二とし、第七十六條の二十一の八の次に次の三條を加える。

第七十六條の二十一の九 条例第二十二條の六第五項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 勤務公署の周辺又は第七十六條の十五の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
 - 二 職員が自転車等を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。
 - 三 その利用について職員の配偶者若しくは条例第九条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。
- 2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

第七十六條の二十一の十 条例第二十二條の六第五項の人事委員会規則で定める職員は、第七十六條の二十第二号に掲げる職員とする。

第七十六條の二十一の十一 条例第二十二條の六第五項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が五千円を超える場合にあつては、五千円)とする。

- 一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
 - イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - ロ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額
 - 二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額
- 第七十六條の二十二の二第一項中「第二十二條の六第六項」を「第二十二條の六第八項」に改め、同項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の下に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第二項及び第三項中「第二十二條の六第七項」を「第二十二條の六第八項」に改める。

第七十六條の二十二の三第一項中「第二十二條の六第八項」を「第二十二條の六第九項」に改める。

第七十六條の二十四中「第二十二條の六第一項」の下に「、第三項又は第五項」を加え、「定期券等」を「定期券、契約書若しくは領収書等」に改める。

第七十七條中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加え

る。
別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第 5 条関係)

級 別 資 格 基 準 表

イ 行政職給料表級別資格基準表

試 験		学歴免許等	職 務 の 級					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
正規の 試験	大学卒程度	大学卒	0	3	7	11	13	別に定め る
	短大卒程度	短大卒	0	6	10	14	16	別に定め る
	高校卒程度	高校卒	0	8	12	16	18	別に定め る
その他		中学卒	3	12	16	20	22	別に定め る

ロ 公安職給料表級別資格基準表

試 験		学歴免許等	職 務 の 級					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
正規の 試験	大学卒程度	大学卒	0	1	4	9	15	17
	高校卒程度	高校卒	0	2	5	10	16	18
その他		中学卒	4	6	9	14	20	22

ハ 教育職給料表 (一) 級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	3 級
校長	大学卒			0
	短大卒			0
副校長 教頭	大学卒			0
	短大卒			0
主幹教諭 指導教諭	大学卒		0	12
	短大卒		0	14.5
教諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒		0	
	短大卒	0	2.5	
助教諭 養護助教諭	大学卒	0	別に定める	
	短大卒	0	別に定める	
講師 実習助手 寄宿舎指導員	高校卒	0	別に定める	

備考 1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の 1 の一又は二の区分に属する者にあつてはその年数に 1 年を、同表の 1 の五の区分に属する者にあつてはその年数に 6 月を加えた年数）とする。

基礎学歴	調整年数		
	大学卒	短大卒	高校卒
高校3卒	4年	2年	
高校2卒	5年	3年	1年

注 基礎学歴欄の学歴免許等の区分については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

2 教諭のうち教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第8項の規定により高等学校教諭の1種免許状を授与された者（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）による改正前の教育職員免許法附則第10項の規定により高等学校教諭2級普通免許状を授与された者を含む。）に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」の区分によるものとする。この場合において、この表の職務の級2級欄に定める必要経過年数については、「別に定める」とされているものを除き、1年とする。

ニ 教育職給料表（二）級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	3 級
校長	大学卒			0
	短大卒			0
副校長 教頭	大学卒			0
	短大卒			0
主幹教諭 指導教諭	大学卒		0	7
	短大卒		0	9.5
教諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒		0	
	短大卒		0	
講師 助教諭 養護助教諭	大学卒	0	別に定める	
	短大卒	0	別に定める	
	高校卒	0	別に定める	

備考 この表を適用する場合における職員の経過年数については、教育職給料表（一）級別資格基準表の備考第1項の規定を準用する。

ホ 研究職給料表級別資格基準表

試 験	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	
正規の 試験	大学卒程度	大学卒		0	別に定める	別に定める
	短大卒程度	短大卒	0	2.5	別に定める	別に定める
	高校卒程度	高校卒	0	5	別に定める	別に定める
その他	中学卒		3	9	別に定める	別に定める

ヘ 医療職給料表（一）級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	
医師 歯科医師	大学6卒		0	6

備考 この表を適用する場合における職員の経過年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ト 医療職給料表 (二) 級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
薬剤師	大学 6 卒		0	2	5	別に定める	別に定める
	大学卒		0	5	8	別に定める	別に定める
獣医師	大学 6 卒		0	2	5	別に定める	別に定める
	大学卒		0	5	8	別に定める	別に定める
栄養士	大学卒		0	5	8	別に定める	別に定める
管理栄養士	短大卒	0	2.5	8	11	別に定める	別に定める
診療放射線技師	大学卒		0	5	8	別に定める	別に定める
	短大 3 卒	0	1	6	9	別に定める	別に定める
診療エックス線技師	短大卒	0	2.5	8	11	別に定める	別に定める
臨床検査技師	大学卒		0	5	8	別に定める	別に定める
	短大 3 卒	0	1	6	9	別に定める	別に定める
衛生検査技師	大学卒		0	5	8	別に定める	別に定める
	短大卒	0	2.5	8	11	別に定める	別に定める
臨床工学技士	大学卒		0	5	8	別に定める	別に定める
	短大 3 卒	0	1	6	9	別に定める	別に定める
理学療法士	大学卒		0	5	8	別に定める	別に定める
作業療法士	短大 3 卒	0	1	6	9	別に定める	別に定める
視能訓練士	大学卒		0	5	8	別に定める	別に定める
	短大 3 卒	0	1	6	9	別に定める	別に定める
言語聴覚士	大学卒		0	5	8	別に定める	別に定める
	短大 3 卒	0	1	6	9	別に定める	別に定める
歯科衛生士	短大 3 卒	0	1	6	9	別に定める	別に定める
	短大 2 卒	0	2.5	8	11	別に定める	別に定める
	高校専攻科卒	0	4	9	12	別に定める	別に定める
歯科技工士	短大 3 卒	0	1	6	9	別に定める	別に定める
	短大 2 卒	0	2.5	8	11	別に定める	別に定める
あん摩マッサージ指圧師	短大 3 卒	0	1	6	9	別に定める	別に定める
	短大 2 卒	0	2.5	8	11	別に定める	別に定める
はり師	高校卒	0	5	10	13	別に定める	別に定める
その他	短大卒	0	別に定める	別に定める			
	高校卒	0	別に定める	別に定める			
	中学卒	4	別に定める	別に定める			

備考 1 薬剤師、獣医師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、栄養士、管理栄養士、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合はその定めるところによる。

2 薬剤師法の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 134 号) 附則第 3 条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学 6 卒」の区分によるものとする。

3 環境衛生監視及び食品衛生監視の業務に従事する技術職員等に対するこの表の適用については、人事委員会が別に定める。

チ 医療職給料表 (三) 級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
保健師	大学卒		0	5	別に定める
助産師	短大卒		0	7	別に定める
看護師					
准看護師	准看護師養成所卒	0	別に定める		

備考 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 22 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所（平成 13 年法律第 153 号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第 22 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。

2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第十五の次に次のとおりとする。

別表第15の2（第76条の18の2関係）

自動車等使用者通勤手当額表

片道の使用距離		支給月額
km以上	km未満	
	4	2,200
4	6	4,400
6	8	5,200
8	10	6,100
10	12	7,300
12	14	8,500
14	16	9,700
16	18	10,950
18	20	12,200
20	22	13,500
22	24	14,750
24	26	16,000
26	28	17,250
28	30	18,500
30	32	19,700
32	34	20,950
34	36	22,200
36	38	23,450
38	40	24,700
40	42	25,900
42	44	27,200
44	46	28,500
46	48	29,800
48	50	31,050
50	52	32,300

円

52	54	33,600
54	56	34,900
56	58	36,200
58	60	37,450
60	62	38,700
62	64	40,100
64	66	41,500
66	68	42,900
68	70	44,300
70	72	45,700
72	74	47,100
74	76	48,500
76	78	49,900
78	80	51,300
80	82	52,700
82	84	54,100
84	86	55,500
86	88	56,900
88	90	58,250
90	92	59,600
92	94	61,000
94	96	62,350
96	98	63,700
98	100	65,050
100	102	66,400
102	104	67,750
104	106	69,100
106	108	70,450
108	110	71,800
110	112	73,150
112	114	74,500
114	116	75,850
116	118	77,200
118	120	78,550
120		79,900

別表第十七中	鳳至小学校 軸倉島分校	輪島市	五 級	を
	輪島中学校 軸倉島分校	輪島市	五 級	
	町野小学校	輪島市	一 級	
	東陽中学校	輪島市	一 級	

東陽小中学校	輪島市	一 級	に改める。
門前学園	輪島市	一 級	

別記第一号様式中「又は行政 8 級職員等から降格等となつた」を「から行政 9 級職員等以外の職員となつた」と改め、「、行政 8 級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ」及び「婚姻、離婚、」を削る。

別記第八号様式中「通勤経路又は方法の変更」を「通勤経路、方法又は駐車場等の変更等」と、「運賃等の負担

額」を「運賃等又は駐車場等の料金の負担額」に

左欄の乗車券等の額	備 考
円	
円	
円	
円	
円	
円	

を

左欄の乗車券等の額	駐車場等の所在地	駐車場等の料金	駐車場等の利用形態	備 考
円		円		
円		円		
円		円		
円		円		
円		円		
円		円		

に

- 5 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 6 通勤経路の略図（経路朱線）は、この様式の裏面に記入する。
- 7 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

を

- 5 「駐車場等の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場等の所在地（〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号等）を記入する。
- 6 「駐車場等の料金」欄には、実際に負担する額（駐車場の都度料金を支払う場合等の場合は1回の利用額）を記入する。
- 7 「駐車場等の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い（〇箇月）、1回払い、回数券（〇枚綴り〇円）等の別を記入する。
- 8 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 9 通勤経路の略図（経路朱線）は、この様式の裏面に記入する。
- 10 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

に定める。

別記第九号様式

1箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車等の額及び1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えるとき	150,000円 × (箇月) = 円	
--	-----------------------	--

を

番号	算出の基礎となる駐車場等		1箇月当たりの料金に相当する額	1箇月当たりの平均通勤所要回数 (規則第76条の21の11第1号ハの場合)	備考 (回数券等の場合の駐車場の料金の算出基礎等)
	利用形態	料金			
1					
2					
3					
1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額の合計額					
駐車場等に係る通勤手当の額 (上限5,000円)				認定期間	決定事項 (手当額の決定)
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車等の額、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額及び駐車場等に係る通勤手当の額の合計額が150,000円を超えるとき			150,000円 × (箇月) = 円		規則第76条の21の11 <input type="checkbox"/> 第1号イ <input type="checkbox"/> 第1号ロ <input type="checkbox"/> 第1号ハ (1箇月当たりの平均通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 第2号

に

「(規則第76条の21の8第1項第4号)」を 「(規則第76条の21の8第1項第4号) 第5項」に定める。

第二条 石川県職員等の旅費に関する規則(昭和三十年石川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。
(石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則の一部改正)

第三条 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則(令和二年石川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「初任給調整手当の例」を「初任給調整手当(第一種初任給調整手当に限る。次項及び第十五条第二項において同じ。)の例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(第二種初任給調整手当に関する経過措置)

2 暫定再任用職員(石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年石川県条例第二十八号)附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)は、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。次項において「法」という。)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(次項及び附則第四項において「改正後の給与規則」という。)第五十三条の九の三の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員(法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規則第五十三条の九の六(改正後の給与規則第五十三条の九の七第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(通勤手当に関する経過措置)

4 この規則の施行の日前から駐車場等(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和八年石川県条例第二号)第一条による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)第二十二条の六第五項に規定する駐車場等をいう。)を利用している職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至つた者は、改正後の給与規則第七十六条の十四の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

(様式に関する経過措置)

5 第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(石川県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正)

6 石川県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則(昭和三十九年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を削り、同条第五号中「給与規則」を「一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号。以下「給与規則」という。)」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第九号中「第二十条第一項第一号」を「第二十条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第十号を削り、第十一号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 給与規則第二十五条第二号の規定による給料表の適用を異にする異動後の職務の級を決定することを承認すること。

第二条中第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、同条第十七号中「第五十七条の四の十三第三項第二号」を「第五十七条の四の十三第二項第二号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十八号を第十六号とし、第十九号から第三十七号までを二号ずつ繰り上げる。

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 六 号

石川 県 職 員 及 び 石 川 県 学 校 職 員 の 勤 務 時 間、休 日 及 び 休 暇 等 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 する 規 則

石川 県 職 員 及 び 石 川 県 学 校 職 員 の 勤 務 時 間、休 日 及 び 休 暇 等 に 関 する 規 則 (昭 和 三 十 二 年 石 川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 四 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

第 十 一 条 第 七 号 中 「配 偶 者」 の 下 に 「又 は 子 若 し く は 子 の 配 偶 者」 を 加 え、同 条 第 八 号 中 「の 配 偶 者」 の 下 に 「又 は 子 若 し く は 子 の 配 偶 者」 を、「係 る 子」 及 び 「同 じ。」 の 下 に 「若 し く は 孫」 を、「こ れ ら の 子」 の 下 に 「又 は 孫」 を 加 え る。

別 表 第 二 第 七 号 中 「配 偶 者」 の 下 に 「又 は 子 若 し く は 子 の 配 偶 者」 を 加 え、同 表 第 八 号 中 「の 配 偶 者」 の 下 に 「又 は 子 若 し く は 子 の 配 偶 者」 を、「係 る 子」 及 び 「同 じ。」 の 下 に 「若 し く は 孫」 を、「こ れ ら の 子」 の 下 に 「又 は 孫」 を 加 え る。

附 則

こ の 規 則 は、令 和 八 年 四 月 一 日 か ら 施 行 する。

公 益 的 法 人 等 へ の 石 川 県 職 員 等 の 派 遣 等 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 する 規 則 を こ こ に 公 布 する。

令 和 八 年 三 月 三 十 一 日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 七 号

公 益 的 法 人 等 へ の 石 川 県 職 員 等 の 派 遣 等 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 する 規 則

公 益 的 法 人 等 へ の 石 川 県 職 員 等 の 派 遣 等 に 関 する 規 則 (平 成 十 四 年 石 川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 三 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

別 表 第 一 中 「一 般 社 団 法 人 金 沢 港 振 興 協 会」 を 「一 般 社 団 法 人 金 沢 港 振 興 協 会
公 益 社 団 法 人 石 川 県 観 光 連 盟」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は、令 和 八 年 四 月 一 日 か ら 施 行 する。

石川 県 人 事 委 員 会 訓 令 第 一 号

石川 県 人 事 委 員 会 事 務 局

石川 県 人 事 委 員 会 事 務 局 文 書 取 扱 規 程 (平 成 五 年 石 川 県 人 事 委 員 会 訓 令 第 一 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

令 和 八 年 三 月 三 十 一 日

石川 県 人 事 委 員 会

第 一 条 の 二 第 一 号 中 「(電 子 的 方 式、磁 気 的 方 式 そ の 他 人 の 知 覚 に よ っ て は 認 識 する こ と が で き な い 方 式 で 作 ら れ た 記 録 を いう。以 下 同 じ。)」 を 削 り、同 条 中 第 三 号 及 び 第 四 号 を 削 り、第 二 号 を 第 四 号 と し、第 一 号 の 次 に 次 の 二 号 を 加 え る。

(2) 電 磁 的 記 録 電 子 的 方 式、磁 気 的 方 式 そ の 他 人 の 知 覚 に よ っ て は 認 識 する こ と が で き な い 方 式 で 作 ら れ た 記 録 を いう。

(3) 電 磁 的 記 録 媒 体 電 磁 的 記 録 に 係 る 記 録 媒 体 を いう。

第 12 条 第 2 項 中 「電 子 文 書 を 除 く 文 書」 を 「文 書 (電 磁 的 記 録 を 除 く。)」 に 改 め る。

第 15 条 中 第 5 項 を 削 り、第 4 項 を 第 5 項 と し、第 3 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

4 起 案 文 書 に は、伺 い 文 そ の 他 県 総 務 課 長 が 別 に 定 め る 事 項 を 記 載 し な け れ ば な ら ない。

第 17 条 か ら 第 19 条 ま で を 次 の よう に 改 め る。

第 17 条 か ら 第 19 条 ま で 削 除

第 27 条 第 6 項 中 「電 子 署 名」 を 「前 項 に 定 め る も の の ほ か、電 子 署 名」 に 改 め、同 項 を 同 条 第 7 項 と し、同 条 第 5 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

6 電 子 契 約 (電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 する 方 法 そ の 他 の 情 報 通 信 の 技 術 を 利 用 する 方 法 に よ り 契 約 書 に 代 わ る 電 磁 的 記 録 が 作 成 さ れ る 契 約 を いう。) に お け る 電 子 署 名 の 取 扱 い に つ い て は、県 総 務 課 長 が 別 に 定 め る。

第 29 条 第 1 項 中 「電 子 文 書」 を 「電 磁 的 記 録」 に 改 め る。

第29条の2（見出しを含む。）中「電子文書」を「電子メールによる電磁的記録」に改める。

第34条中「電子文書」を「電磁的記録」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 未完結文書（電磁的記録に限る。）は、課において整理し、県総務課長が別に定めるところにより、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により保存しなければならない。

第35条中「完結文書」の次に「(電磁的記録を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 完結文書（電磁的記録に限る。）は、県総務課長が別に定める方法により分類整理しなければならない。

第37条第1項中「以下この条及び第41条」を「次項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 完結文書（保存期間が1年以上の電磁的記録に限る。）は、文書管理システムにより整理し、及び保存しなければならない。ただし、文書管理システムにより難いとき又はこれによることが適当と認められないときは、課において整理し、消滅、改ざん、漏えい等が生じないよう、県総務課長が別に定めるところにより、第34条第2項に規定する方法により保存することができる。

第38条を次のように改める。

第38条 削除

第38条の2を削る。

第39条第3項中「第37条」を「第37条第1項又は第2項」に改め、「完結文書」の次に「(電磁的記録を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第37条第4項の規定により完結文書（保存期間が1年以上の電磁的記録に限る。）を整理するときは、県総務課長が別に定める方法により、文書の検索を行うことができるようにしなければならない。

第41条第2項を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

